



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和5年3月14日（火）		岐阜県発表資料	
担当課	担当係	担当者	電話番号
商業・金融課	資金融資係	宮地	内線 3645 直通 058-272-8374 FAX 058-278-2672

「創業支援資金」の要件拡充について

県では、県制度融資「創業支援資金」にて、新規開業される方や、創業間もない方の資金繰りを支援しています。

この度、創業期の経営者保証を不要とする新たな融資要件を設け、スタートアップを含む創業を促進します。

1 要件拡充の概要

創業支援資金の融資対象者要件に、「スタートアップ創出促進保証」*1を利用する者を追加。

資金名	創業支援資金
対象者	【拡充】「スタートアップ創出促進保証」*1を利用する者
融資限度額	運転・設備資金 3,500万円
償還期間	運転・設備資金 10年以内（据置期間1年以内） ※据置期間については、条件により3年以内となる場合があります。
融資利率	年1.2%（固定）
事業者負担 信用保証料率	0.2% ※信用保証料1.0%のうち、0.8%を県が負担。
保証人	上記信用保証料0.2%を事業者が負担することで、保証人が不要となります。
取扱い開始日	令和5年3月15日から

*1 創業者が創業により行う事業の実施のため必要となる資金について、経営者保証を徴求せず取り扱う保証制度です。

2 申し込み・問い合わせ先

県内各金融機関

(参考) 創業支援資金の概要

融資対象者	融資利率 (信用保証付)	融資限度額	償還期間 (据置期間)	信用保証	事業者負担 保証料率	保証人
<ul style="list-style-type: none"> 新規開業者 県内での事業歴が1年未満の者 		運転資金 4,000万円 設備資金 10,000万円 (運転資金と併せて)	運転資金 7年以内 設備資金 15年以内 (運転・設備ともに1年以内)	必要により		
<ul style="list-style-type: none"> 県内での事業歴が1年以上であり、かつ、信用保証の既存保証残高が2,000万円以内である中小企業者等であって、以下のいずれかに該当する者(創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」の対象者) <ul style="list-style-type: none"> 事業を営んでいない個人が事業を開始した日から起算して1年を経過し、かつ、5年を経過していないこと 事業を営んでいない個人によって設立された会社であって、設立の日から起算して1年を経過し、かつ、5年を経過していないこと 事業を営んでいない個人が事業を開始した後、新たに設立した会社の創業者(以下「会社設立創業者」という。)となり、事業の譲渡によりその事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して1年を経過し、かつ、5年を経過していないこと 	償還期間が10年以内の場合 年1.2% (年1.2%) 償還期間が10年を超える場合 年1.6% (年1.6%)	運転・設備 2,000万円 併せて 信用保証協会の保証付の融資残高が合計2,000万円以内となる新規融資額	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (運転・設備ともに1年以内)	すべて必要	0.0% ※県が全額を負担	必要により
<ul style="list-style-type: none"> 「スタートアップ創出促進保証」を利用する者【拡充】 		運転・設備 3,500万円 併せて	運転・設備ともに10年以内 (運転・設備ともに1年以内) ※据置期間については、条件により3年以内となる場合があります。		年0.2%	不要